

第33回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年12月25日 13:30から14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 淺野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員 21番 成田 俊英委員

(以上 18名)

4. 欠席委員 14番 菊池 隆委員

(以上 1名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美

(以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 2番 河崎 忠委員
3番 田井 博行委員
会期決定について 平成29年12月25日(1日)

会務概要報告

報告第96号 現況証明願について(市街化区域)
議案第129号 現況証明願について
議案第130号 河川法第24条許可申請に係る進達について
議案第131号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第132号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。
それでは、只今より第33回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。議事録署名人に2番、河崎忠委員、3番、田井博行委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日12月25日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第96号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の3ページにございます、報告第96号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■■氏の代理人の司法書士、土地家屋調査士■■■■■氏より現況証明願があり、11月28日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、11月29日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書4ページの表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

市街化区域内の■■■■■、の一筆、公簿地目が畑になっております■■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■■氏の代理人の■■■■■氏より現況証明願があり、11月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書4ページの表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。

市街化区域内の[]、の一筆、公簿地目が畑になっております[]m²の土地について、所有者の[]氏の代理人の司法書士、土地家屋調査士[]氏より現況証明願があり、12月7日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、12月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第96号「現況証明願」について質問等を求めます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第129号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の12ページにございます、議案第129号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、音別地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書13ページにございます表の1番ですが、資料は14ページと15ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、の一筆、[]m²の土地について、所有者の[]氏から現況証明願がございました。

12月7日、音別地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の建築済地であると確認致しました。

以上、1件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたく、お願い致します。

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の成田委員から報告をお願いします。

1番について、調査報告いたします。

願出のあった土地は、[](面積[]m²)で公簿地目が畑、土地の所有者、申請者ともに[]氏より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成29年12月7日、音別地区委員5名及び事務局職員3名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は建築済地であることを確認いたしました。

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

事務局
阿部局長補佐

議長
野村会長

委員
成田委員

議長
野村会長

成田委員、ありがとうございました。
それでは、議案第129号「現況証明願」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第129号「現況証明願」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第129号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第130号、「河川法第24条許可申請に係る進達」について事務局より説明してください。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書16ページ目でございます、議案第130号「河川法第24条許可申請に係る進達」について説明致します。

本案件は河川法第24条及の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道士木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書17ページの表の1番は、資料の18ページから20ページにございます。

本件は、河川法第24条に基づき、 氏が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である 、および、
 の畑および採草放牧地としての占有許可のうち、後者の占有面積を ㎡から ㎡に変更するものです。

この河川敷地の利用権については、農業委員会の意見書を添付することになっておりますことから、ご審議のほどよろしくお願い致します。

それでは議案第130号「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議します。

質問、意見を求めます。

委員
河崎委員

河川敷地を畑に変更できるのか？

事務局
事務局員

畑に変更できません。

今は採草のみの許可となっております。

議長
野村会長

他に質問はございませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第130号「河川法第24条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第130号「河川法第24条許可申請に係る進達」については、原案の通り決定致します。

それでは次に、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の21ページでございます、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で1件の計画がございます。

議案書22ページの表の1番ですが、資料は議案書の24ページと25ページでございます。

■■■■氏他2名が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書22ページの表の2番ですが、資料は議案書の24ページと26ページ、27ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書22ページの表の3番ですが、資料は議案書の28ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書22ページの表の4番ですが、資料は議案書の28ページと30ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書23ページの表の5番ですが、資料は議案書の28ページと31ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書23ページの表の6番ですが、資料は議案書の28ページと32ページ

ジにございます。

氏が所有する、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の農地について、[redacted]氏との間で、年間[redacted]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書23ページの表の7番ですが、資料は議案書の33ページと34ページにございます。

氏が所有する、[redacted]、他2筆、合計[redacted]㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合と、[redacted]との間で、年間[redacted]円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

以上、7件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、審議に入りますが、7番につきましては、菊池利治委員が役員を務める会社の案件ですので、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

また、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の役員および理事であります、佐藤泰正委員、浅野委員も議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず7番を審議してから、残りの案件を一括審議することとします。それでは、菊池利治委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。

(菊池利治委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番については原案のとおり決定致します。

菊池利治委員、佐藤泰正委員、浅野委員は入室して下さい。

(菊池 利治委員、佐藤 泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

7番は、原案のとおり決定致しました。

続いて、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から6番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から6番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から6番については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の35ページでございます、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

さらに、「その他」で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び、疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることとなっております。

今回は、釧路地区で1件の変更がございます。

議案書36ページの表の1番ですが、資料は議案書の37ページ、38ページでございます。

平成29年5月26日開催の第26回総会、議案第104号にて審議を行い、平成29年5月29日に釧路市告示第195号で告示された、 氏が所有する、 、他8筆、合計 ㎡の農地について、 氏との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、期間を3年に短縮するものです。

以上1件の農用地利用集積計画の変更について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用集積計画の変更」について審議を致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用集積計画の変更」の原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第132号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事は全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年12月25日

議長 野村 照明

署名委員 環 師 忠

署名委員 岡 井 博 行